

第 4 回

那賀 5 町合併協議会会議録

開会 平成 16 年 6 月 24 日 (木)

閉会 平成 16 年 6 月 24 日 (木)

那賀 5 町合併協議会

第 4 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録 索 引

議件番号	付 議 議 件 名	頁 数
	開 会	P 3
	会長挨拶	P 3
	会議録署名委員の指名	P 3
報告第 14 号	新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について	P 4
報告第 15 号	新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について	P 4
報告第 16 号	新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について	P 5
報告第 17 号	住民意識調査(まちづくりアンケート)結果報告について	P 6
報告第 18 号	財政推計について	P 9
議案第 12 号	平成 1 5 年度那賀 5 町合併協議会決算の認定について	P 1 3
議案第 13 号	平成 1 6 年度那賀 5 町合併協議会補正予算(第 1 号)について	P 1 4
協議第 10 号の 1	財産及び債務の取扱いについて	P 1 5
協議第 11 号の 1	地方税の取扱いについて	P 1 5
協議第 12 号の 1	特別職の身分の取扱いについて	P 1 5
協議第 13 号の 1	条例・規則等の取扱いについて	P 1 6
協議第 14 号の 1	使用料・手数料等の取扱いについて	P 1 6
協議第 15 号	補助金・交付金等の取扱いについて	P 1 6
協議第 16 号	町名・字名の取扱いについて	P 1 7
協議第 17 号	慣行の取扱いについて	P 1 7
	次回協議会の開催について	P 1 8
	その他	
	閉 会	

第 4 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録						
開催年月日	平成16年6月24日(木)					
開催場所	貴志川町立西貴志コミュニティセンター 2階 大集会室					
開会及び閉会時間	開会 午後1時29分			閉会 午後2時55分		
会議録署名委員	黒田七郎		松浦猛		議長	服部 一
出席並びに欠席委員 出席 35名 欠席 1名 凡例 出席 x 欠席	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	服部 一			委員	原 延 治
	副会長	中村 慎 司			委員	黒田七郎
	副会長	大森 道 夫			委員	仮屋 肇 昇
	委員	根来 公 士		x	委員	岡田 邦 夫
	委員	藤永 知 宏			委員	藤田 佐代子
	委員	木戸 昌 明			委員	山下 忠 男
	委員	榎本 喜 之			委員	千田 弘
	委員	奥 順 司			委員	山岡 年 文
	委員	上野 富 一			委員	宇田 寛
	委員	南木 和 子			委員	津田 愛 珂
	委員	増田 敏 郎			委員	西平 美 和
	委員	高橋 一 正			委員	武部 善 次
	委員	杉原 勲			委員	高田 英 亮
	委員	松井 信 雄			委員	竹村 広 明
	委員	大西 洋太郎			委員	松浦 猛
	委員	柳本 益 代			委員	河上 泰 三
	委員	東 健 兒			委員	田村 美代子
	委員	丸井 幸 次			委員	堂本 正 秀
合併協議会幹事	打田町	総務課長	中井 利 明	企画室長	城口 豊	
	粉河町	総務課長	宇野 康 夫	企画課長	富松 基 和	
	那賀町	企画室長	中谷 裕 亮	総務課長	鈴木 年 雄	
	桃山町	総務課長	竹中 俊 和	企画室長	吉田 靖	
	貴志川町	総務課長	田村 武	企画情報課長	西川 繁	
和歌山県関係	那賀郡町村会事務局長		南 貫 児			
	県民行政部長		南口 勝 彦		地域行政課長	稲葉 信
合併協議会 事務局	事務局長	黒田 敏 弘		補佐	今城 崇 光	
	次 長	奥谷 敏 夫		補佐	乾 浩 二	
	参 与	小島 大		補佐	杉本 太	
	総務課長	栗山 房 大		補佐	栗本 宗 彦	
	調整課長	狭間 秋 友		係長	嶋田 雅 文	
	計画課長	岩坪 純 司		係長	中村 健	
	補 佐	半田 雅 己		主 事	國部 毅 聡	
	補 佐	浅野 徳 彦				
会議の経過	別紙のとおり					

事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>開会の時刻となりましたので、ただいまより第4回那賀5町合併協議会を開会させていただきます。</p> <p>委員の皆様方には、何かとご多用の折、ご出席をいただきありがとうございます。会議に入らせていただきます前に、去る6月15日付で事務局職員の人事異動があり、桃山町から派遣されておりました計画課の堀内に代わりまして、今城が勤務しておりますのでご紹介申し上げます。</p> <p>それでは、会議に入らせていただきますが、委員の皆様方で、本日の会議資料をお持ちでない方は、事務局までお申し出ください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>会議次第2「会長挨拶」ということで、会長の服部よりご挨拶を申し上げます。また、会長には挨拶終了後、議長を務めていただき、議事進行方よろしくお願いたします。</p>
会長（服部 一）	<p>どうも皆さんご苦労さんでございます。</p> <p>開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>季節外れの6号の台風の襲来によりまして、大きく的を外れたと言いましても大変5町の中にも被害が出ているという状況でございます。特に農産物の被害が大という報告も出てまいりました。これに対応すべくJA紀の里さんの方で減債特別融資の発行等のご相談、申し入れがございました。今後5町の相談の上で、利子補給をしながら、しのぎをしていきたいとこのように考えているところでございます。被害にあわれました皆さん方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。</p> <p>さて、本日は大変ご多忙の中、第4回の合併協議会を開催させていただきましたところ、ほとんどの皆さん方にご出席をいただきまして本当にお礼申し上げたいと思います。</p> <p>なお、また傍聴の皆さん方には毎回熱心に傍聴をいただきまして、ご苦労さまでございます。</p> <p>回を重ねるごとに合併に向けた前向きな検討をしていただきまして、それぞれの小委員会、あるいは協議会において一つずつ確認・決定をいただいているという前向きな合併に向けての状況につきまして、心から感謝を申し上げたいとこのように思います。段々と検討していただく内容も具体化してまいりました。36名の委員の皆さん方にもそれぞれ意思の疎通が図られてきたようでございます。一つ、できるだけ早く建設計画等も住民の皆さん方にも説明できるような時期が訪れたらなという期待をしているところでございます。</p> <p>本日もいろいろとご提案を申し上げ、またご確認をいただく件もでございます。一つ、建設的な活発なご意見をいただきまして、会議の運営にご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、開会にあたってのご挨拶にさせていただきますと思います。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>では、会議次第に基づきまして、議事を進行してまいります。</p> <p>ただいまの出席委員は、35名であります。那賀5町合併協議会規約第10条の規定により、過半数の委員の出席を得ておりますので、本日の会議は成立しました。</p> <p>なお、根来委員より欠席の旨の連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げ</p>

山下委員長	<p>げます。</p> <p>次に、会議次第3「会議録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名委員は、那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定によりまして議長が指名することになっておりますので、黒田委員さんと松浦委員さんをお願いをいたします。</p> <p>次に、会議次第4の議事に入ります。</p> <p>まず、報告第14号「新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について」委員長より報告、説明願います。</p> <p>それでは、第3回の新市の事務所の位置等検討小委員会の結果を、お手元の資料に基づきましてご報告をいたします。</p> <p>会議の開催は、6月15日、午後1時30分から粉河町のふるさとセンター2階で開催をいたしました。出席委員は14名、2名が欠席でございます。</p> <p>主な協議、決定等の事項についてはご覧のとおりであります。まず、当面の重要課題でございました新市の事務所の位置についてご覧をいただきたいと思えます。</p> <p>当面の新市の事務所の位置については、5町の地理的状況、施設の現況等を総合的に判断し、現在の打田町役場庁舎を新市の事務所の位置に選定することを小委員会として決定をいたしました。</p> <p>論議の内容は省略をさせていただきますが、会議録に登載することといたしておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思えます。</p> <p>今回は、これに基づきまして具体的に庁舎の方式について協議をし、内容を詰めていきたいというふうに存じますので、併せてその協議と同時に今後の新市にあたる庁舎の建設等についても一応相談をしていきたいと思っておりますのでご了解ください。</p> <p>それから、ちょっと附属いたしますが、なお、6月1日から公募いたしております新市の名称の募集状況でございますけれども、第2回小委員会においてご報告をいたしました6月15日現在で744件ございました。現在をもちまして、本日6月24日現在で応募総数1,147件を応募されていることを併せて報告して、委員長からの報告を終わります。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>ただいまの委員長の報告につきまして、何かご意見なりご質問ございませんか。特にないですか。</p> <p>ないようでございますので、次に、報告第15号の「新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について」報告、説明願います。</p>
榎本委員長	<p>それでは、第3回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会の報告をさせていただきます。</p> <p>会議の開催の状況ですけれども、平成16年6月15日火曜日、午後1時30分より粉河町ふるさとセンター2階視聴覚室において10名の委員さん全員出席で会議を開催しております。</p> <p>主な協議事項ですけれども、新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについては、地方自治法及び公職選挙法の原則、設置選挙を実施することを決定いたしました。</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>議会議員の定数の協議及び選挙区を設けるか否かの協議につきましては、継続審議とし、次回決定していくことを確認しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの委員長の報告に対して質問なりご意見ございませんか。特にないですか。</p>
<p>丸井委員長</p>	<p>ないようでございますので、次に報告第16号「新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について」の報告をお願いいたします。</p> <p>では、私の方から新市建設計画策定検討小委員会のご報告をさせていただきます。3回、4回と2回開いておりますので、併せてご報告いたしたいと思っております。</p> <p>まず、5月28日に開催いたしました第3回新市建設計画策定検討小委員会と、6月14日に開催いたしました第4回新市建設計画策定検討小委員会の協議状況についてご報告をいたします。</p> <p>まず、第3回の小委員会ではありますが、当初のスケジュールは開催予定をしておりましたが、今後の協議状況を考慮し、5月28日の第3回合併協議会終了後、午後3時から桃山町保健福祉センターで臨時に会議をしております。</p> <p>内容につきましては、報告書にも記載していますように、事務局からたたき案として提案されました基本構想部分、第1章、第2章を中心に協議を行いました。</p> <p>委員からは、各項目にわたって多くの意見・提言が出され、それらを踏まえて4回目以降の小委員会ですらに協議を重ねていくということで会議を終えております。</p> <p>なお、4月23日から5月7日において実施いたしました住民意識調査の結果をこの計画書に盛り込むことにより、住民意向が適確に反映できると考え、基本構想部分の内容を一部変更して取りまとめしていくことも確認いたしております。</p> <p>次に、第4回の小委員会ではありますが、6月14日月曜日午後3時から打田町保健福祉センターで開催いたしました。</p> <p>会議の内容は、前回の会議で出された委員意見を反映させた基本構想素案について意見交換を行っております。特に、新市建設の理念と将来像、将来を実現するための基本的な考え方、指標の見通し、この3点について新市の方向性が明確に出てくる部分を中心に協議を行っております。</p> <p>今後は、具体的な新市の施策等について協議を進めていく予定であります。</p> <p>また、事務局より、住民意識調査、つまりまちづくりアンケートの結果と、財政推計、つまり、シミュレーションを一括して協議会で報告したい旨の提案があり、これを了承しております。</p> <p>なお、報告はこの後されますが、住民意識調査は合併後のまちづくりのあり方、現在の行政サービス状況等が非常によくわかる資料であります。財政シミュレーションにつきましても、合併後の財政が今後どのようになっていくかなど、委員皆様方が一番関心を持っている事項かと思っております。そのようなわけで、現在、合併協議会、各小委員会でも多くの項目について協議いただいているわけですが、財政問題はこれらの多くの部分に関連してきますので、この機会にご認識を深めていただけたらと考えております。</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>以上で、第3回、第4回の新市建設計画策定検討小委員会の協議状況についてのご報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>ご苦労様ございました。</p> <p>ただいまの委員長の報告に対して、質問なりご意見ございませんか。</p> <p>特別ないようでございますので、次に、報告第17号の「住民意識調査の結果報告について」を事務局計画課より説明願います。</p>
<p>事務局（計画課長 岩坪純司）</p>	<p>失礼いたします。計画課の岩坪です。</p> <p>住民意識調査報告につきまして、時間の都合もありますので、主だったところを中心に説明申し上げます。</p> <p>委員の皆様、この資料をお持ちでしょうか。これに基づきましてお話をさせていただきます。ございますか。</p> <p>まず、1ページ、2ページでございます。調査の目的と実施であります。那賀5町の合併に際し、地域住民の生活実態や生活環境に対する評価、合併に対する意識、新市に開く将来像を把握することにより、新市建設計画策定のための参考資料とするため、18歳以上の人口の20%に当たる住民1万4,000人を無作為に抽出し、4月23日から5月7日までの15日間を回答期限として実施してございます。なお、集計につきましては、5月7日の期限以降もかなりの数の回答が寄せられていましたので、できるだけ多くの住民の意向を聞きたいということで、最終5月21日を回収締め切りと事務局で判断をさせていただきます。お手元の報告書のとおりまとめさせていただきました。</p> <p>回収結果につきましては、2ページに記載していますように、有効回収数6,343、率にしますと45.6%となっております。事務局といたしましては、何とか半数は回答をいただきたいということで考えておりましたが、若干それよりも低くなり残念な結果となってしまいました。</p> <p>5ページをお開きください。</p> <p>問1では、回答者の属性ということで居住地・性別・年齢・職業の4項目を設問項目に入れ、問2以降の設問とクロス集計を行ってございます。</p> <p>まず居住地であります。5町とも郵送しました人口割相でほぼ同数の回答をいただいております。性別では女性の方が多く、年齢別では高齢層になるにつれて回答率が高くなってございます。また、職業別では会社員、無職、家事専門の順となっております。</p> <p>続きまして、問2で生活行動や交通手段についてお尋ねをしております。</p> <p>7ページをお開きください。</p> <p>生活行動や交通手段につきましては、7ページから30ページにわたりまして掲載してございますが、個々について説明をいたしますと大変長くなりますので、要点のみをご説明したいと思います。</p> <p>生活行動は通学先、通勤先から病院や診療所への主な行き先ということで6項目を設定させていただいております。(1)の通学先、勤務先ではほぼ半数の方が那賀5町内で行動されていることがわかります。職業別で見ますと、会社員、自営業者は和歌山市へ、また学生は県内に大学等が少ないことから、半数近くの方が大阪府内へ通学しているという顕著な結果が出てございます。</p>

9ページでございます。

(2)の日用品の買い物は各町内で済まされている方が多く、11ページの(3)耐久消費材の購入は大型量販店が立地します岩出町で済まされている方が半数を超えてございます。

13ページでございます。

(4)映画・音楽などの娯楽につきましては、映画館や施設が整った和歌山市や大阪府内に出かけており、若年層になるにつれて大阪府へ行く割合が高く、その行動範囲が広がっていることが傾向として表れてございます。

15ページでございます。

(5)スポーツ・レクリエーションでは無回答の割合が高く、それを除けば解答者自身の町でスポーツなどを行っている状況となっております。

17ページでございます。

病院や診療機関への行き先ですが、公立那賀病院がある打田町へ多くの方が出かけており、那賀病院は地域の中核的な医療機関としてその役割を果たしているということが言えるかと考えます。

次に、主な交通手段ですが、いずれの項目につきましても自家用車・バイクが非常に高い割合となっております。

19ページの(1)通学先・勤務先では、JRや南海線など公共交通機関を利用されている割合が多少見られます。総じて今申し上げたように自動車・バイク、こういうふうな交通手段で移動されているということが全体の傾向でございます。

31ページをお開きください。

次に問3の居住町の評価であります。27の項目につきましてお尋ねをしてございます。これにつきましては31ページから57ページにわたりまして掲載していますが、いずれも町によって内容もまちまちでございます。また、この項目を58ページで「よくやっている行政分野」、60ページで「もっとしっかりやって欲しい行政分野」として取りまとめてございますので、それでご説明をしたいと存じます。

まず、58ページの間4の1の「よくやっている行政分野」であります。各町とも週2回のごみ収集を行っておりますことから、ごみの収集、処理の状況が高い評価を得てございます。また、自然環境の豊かさ、福祉サービスの状況、上下水道の整備状況、保健医療サービスの状況など、住民生活に密着している項目が上位に來ているとこういうふうな結果となって表れてございます。

逆に60ページ、問4の2ですけれども、ここで「もっとしっかりやって欲しい行政分野」ということを記載してございます。景気の低迷など経済状況とも関連してきますが、働きがいのある就業機会の状況が最も高く、交通機関の便利さ、下水排水の処理状況、道路の整備状況、公園・緑地・広場の整備状況が上位にきてございます。これらの項目は、いずれも生活環境の整備が遅れておるということを住民が客観的にとらえられていると推測します。事務局といたしましては、これらを優先的に新市建設計画の主要施策に盛り込んでいかなばと考えてございます。

また、これら5項目以外でも居住地別では農林業、商工業の進行状況が、粉河町、那賀町で、犯罪や交通事故からの安全性が貴志川町で第5位に入っております。

また、年齢別では子育て世代でございます40歳代で子供の教育環境が、50歳以上の年齢層で農林業、商工業の進行状況が5位に入ってきているということも大きな特徴かと考えます。

63ページをお開きください。

ここでは、問5、合併協議についての周知度を掲載してございます。「よく知っている」、「多少知っている」をあわせると、約90%の住民が合併に関する協議・検討をしていることをご存知です。一昨年に任意協議会でも同じ設問のアンケートを行ってございますが、この時には約80%でございました。この時よりも10ポイント近く高くなっているという状況でございます。

65ページをお開きください。

ここでは、問6、合併についての関心度を掲載してございます。「非常に関心がある」、「多少関心がある」を合わせると、約80%の住民が合併について何らかの関心を持っていることが伺えます。これも任意協議会と比較しますと、任意協議会では「どちらとも言えない」という項目を入れてございましたが、15ポイント程度高くなっており、合併に対する住民の関心度が数段進んでいるというふうに考えられます。

67ページをお開きください。

ここでは、問7、合併に期待する効果を掲載してございます。「町長や議員数、職員数の減少によって経費削減につながる」、「行政事務の効率化によって経費削減につながる」の2項目が突出しており、合併により行政のスリム化、効率化を臨む意見が圧倒的でございます。また、「道路・公共施設整備や土地利用など、広域的な視点からのまちづくりが行える」と、こういった大きな視点で合併を考えている方も多くいらっしゃいます。

69ページをお開きください。

ここでは、問8、合併への不安を掲載しております。行政組織の拡大や行政区域が広がることによる不安、公共料金など住民負担の増加を懸念する項目が高くなっています。こうした住民の不安を解消し、住民負担を極力抑える施策を展開することによって合併へと導けるかというふうに考えます。

それから、71ページをお開きください。

ここでは問9、合併に期待する町の姿、将来像を記載してございます。第一位に「災害や犯罪、交通事故の少ない安全なまち」が入ってございます。近年、5町では非常に都市化が進み、道路網も整備され、人の出入りも頻繁になってきております。こうしたことから、岩出署管内では犯罪件数も多く、交通事故の多発地帯でもあるということをよく耳にします。また、今後東南海地震・南海地震が発生することとも予想されてございます。こうした状況を考えられてこの項目に意見が集中したかと考えてございます。

「健康づくりや子供・お年よりなどを大切にする保健・福祉のまち」、「水と緑が豊かな、自然環境を大切にするまち」、「道路、公園・広場など住環境が整ったまち」、「産業活動が盛んで雇用機会の豊かなまち」という項目が続いてございます。この5項目はいずれの町でも上位5位となっており、年齢別では30歳で「学校教育や文化活動など生涯学習が充実した文化の香りがあるまち」が、70歳以上では、「ご

<p>議長（会長 服部 一） 事務局（計画課長 岩坪純司）</p> <p>事務局（計画課</p>	<p>みや公害のない清潔・快適なまち」が入ってきてございます。</p> <p>74ページをお開きください。</p> <p>問10で住民が望む合併後の重点施策を掲載してございます。先ほどご説明しましたが、合併に期待するまちの姿、将来像とも関連しているのが特徴かと言えます。「交通の便の充実」、「保健・医療対策の充実」、「道路の整備」、「下水道・排水処理施設の整備」、「防災・安全対策の充実」が上位5位を占めてございます。また、居住地によりましては、「福祉対策の充実」が那賀、桃山、貴志川の3町で、「若者の定住化促進」が桃山町で上位に入ってきてございます。年齢別では、「自然環境保護や河川の浄化、公害防止等の環境保全施策の推進」が18歳から29歳の層で、「子育ての支援施策や児童のための整備充実」が子育て世代でございます30歳代の層で、「福祉対策の充実」が50歳以上の層で5位に入ってきてございます。</p> <p>これらを総合的に考えるならば、合併によって行政区域が広がるため、高齢者や地理的条件に恵まれていない地域の交通の便の充実を図り、保健・医療・福祉施策を積極的に推進するとともに、生活関連施設の整備を進め、5町住民が安全で快適な生活が送れるまちづくりを進めていくということが求められてございます。</p> <p>新市建設計画では、具体的施策は新市のまちづくり施策主要事業に盛り込まれますが、今後、策定に当たってはこれら出された住民意向を十二分に反映させていきたいと考えてございます。</p> <p>最後にアンケート問11では、自由意見3問を設定してございます。取りまとめ方法は、意見の要旨をまとめ、内容別に分類していきたくてございます。時間的な問題もあり、後日別冊で委員皆様にお示しさせていただきたいというふうに考えてございます。また、この結果報告は、協議会のホームページ、合併協議会で発行してございます広報紙、「合併協議会だより」に掲載していきたくて考えておりますので、併せてご報告をいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>この件につきましては、報告のみとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第18号の「財政推計について」を事務局計画課より説明願います。</p> <p>失礼いたします。今回報告させていただきます財政推計について、私の方から作成についての考え方等をまずご説明申し上げ、具体的な内容につきましては杉本の方からご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>財政推計につきましては、今後、新市建設計画を策定する中で、計画書構成の一つであります財政計画の基礎になるとともに、合併そのものを議論する上で重要な役割を持ってございます。本日お示しさせていただいた資料は、事務局と各町財政担当者が今後の財政予測を十分考慮した中で、合併しなかった場合の財政推移と特例法等に基づく補助金、起債などを盛り込んだ合併を行った場合の財政推移の2種類でございます。委員の皆様方には今後合併協議会、小委員会で各協議事項について議論していただくわけでございますが、この財政推計は多くの分野に影響を及ぼす項目でございます。時間的な都合もございますので、細部にわたって十分な説明はできないかと思いますが、ある程度の状況はご理解いただけるかと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。スライドを使ってご説明いたします。</p> <p>計画課の杉本です。よろしく願いいたします。</p>
--	--

杉本 太)

財政推計についてご説明させていただきます。まず、財政推計の中身をご説明する前に、この財政推計の位置づけについてご説明させていただきます。

別紙資料の「財政推計について」という資料をご覧くださいませでしょうか。建設計画では、財政的な裏づけとなる財政計画を策定しなければなりません、その財政計画のたたき台となるのが、今日お示しします財政推計、いわゆる財政シミュレーションということになります。財政推計は概ね平成15年度の決算見込み額をベースにして、今現在想定できる財政環境の将来変動を予測し、推計をしているものです。したがって、今後財政環境の変化に伴って、推計数値も変動しますので、今後も国・県が行う施策や財政措置の変化に応じて財政推計を立てていくことが必要になってきますが、現時点における財政推計ということでご理解のほどをお願いします。

また、この財政推計をベースにして合併協議会でご協議いただきました調整項目をもとにして、実効性のある財政計画が策定されることとなりますので、新市という新しいまちを建設していく上での基本的な方向を決定する判断材料の1つとしてこの財政推計が位置づけられるものであるということをご認識いただきたいと思います。

さて、それでは、財政推計がどのような前提条件に基づいて計算されたかをご説明させていただきます。

資料の1ページ、「財政推計にあたっての基本設定について」というところをご覧ください。

財政推計は先ほども申し上げましたとおり、原則的に平成15年度の決算見込額をベースに、合併しない場合とした場合を想定して作成しております。なお、平成16年度につきましては、当初予算額を計上しております。

まず、合併しない場合の推計ですが、歳入につきましては住民税は人口の変動に左右されるため、人口推計に基づいて推計しています。普通交付税につきましては、17年度、18年度は対前年比12%の減額を見込み、以後は固定数値としています。

続きまして、歳出につきましては、医療費や児童手当など人口の推移により左右されるものは、人口推計に基づいて推計を行っています。人件費は職員数に変動がないものとして平成15年度決算見込み額を計上しています。また、その他消費的な性質を持つ経費、例えば消耗品、それから光熱費、それから修繕費など物件費と言われるもの、それから各種団体への補助金など補助費と呼ばれるものについては、年々決まって支出する経費を対象として18年度まで前年比5%の削減を行っています。そして投資的経費は、これらの推計による最終歳出を差し引きし、残ったお金で執行可能な投資額を算出し、投資余力として算出しています。

続きまして、合併した場合の推計につきましては、合併することにより削減できる経費については、一定の削減額を見込んでいます。また合併によって得られる特例債や交付税の算定特例措置、それから国・県からの補助金等を加算し推計を行っています。具体的に言いますと、職員人件費では、類似する団体の職員数を目標に合併後15年間で毎年の退職者数の4割程度を新規採用で補充するにとどめ、経費の削減を見込みました。また、会議議員につきましては、現在、小委員会でも

協議中ですが、この推計では、とりあえず2年間の在任特例を適用し、それ以後は定数上限の30人として推計しています。その他報酬については5町の中で最も高い報酬額で推計しています。

このように、人件費等の削減額については、あくまでも最大経費を見込んだ中での削減を行っておりますので、ご理解願いたいと思います。

それから、物件費と那賀病院や郡消防本部など一部事務組合への負担金を除いた補助費について合併後10年間で毎年前年比5%の削減を見込んでいます。

最後に、投資的経費につきましては、特例債を全額使うものとして、毎年約47億円を投資的経費として10年間計上しています。それ以後は合併後20年間で毎年の収支が赤字にならない程度の金額である40億円を毎年計上しています。

その他としまして、特例債事業について少し詳しくご説明させていただきます。資料の2ページの「その他」をご覧ください。

先ほど申しましたように、合併後10年間は特例債を100%使うものとして推計していますが、これは従来から行っている事業を財源的に有利な特例債事業に振りかえて行うというもので、従来事業に上乘せして特例債事業が行えるほどには財政構造は改善されるというものではない、ということをご理解いただきたいと思います。

また、100%の特例債活用となっておりますが、財政計画を策定していく中で、特例債事業になじまない事業も当然出てきますので、財政計画では特例債全額を適用できないことも考えられますので、このことについても重ねてご理解いただきながら財政推計をご覧ください。なお、収支が黒字であった場合の積立金につきましては、平成27年度以降新たな積立は行っていませんが、合併後11年以後の財政均衡を保つためにこういう方法をとらせていただきました。

少し長くなりましたけれども、それでは前のスクリーンのグラフをご覧ください。

お手元にも青い表紙の財政推計資料をお配りしていますが、そこに載っているものと同じものなんですけれども。

まず、合併しない場合のグラフをご覧ください。ピンクの棒グラフが投資的経費ですが、平成17年からはほとんど投資的事業ができなくなります。また、黄色い棒グラフが基金、いわゆる一般家庭で言う貯金とお考えください。その基金が平成19年までどんどん減少し、平成20年には底をつきます。この部分です。そしてその後マイナスにグラフが伸びるわけですが、通常ですとこういうことはあり得ませんので、このマイナス部分は赤字の類型額ということになります。

それから青い棒グラフの地方債残高、いわゆる借金の残高ですが、平成17年から投資的事業がほとんどできなくなるため、どんどん減少はしていきます。しかし、これは積極的な要因ではなく、事業ができないためという極めて消極的な原因によるものであり、地方債残高が減っているといっても、あまり喜ばしいことではありません。

したがって、このグラフからおわかりのとおり、那賀5町の財政状況は、事業を行わなくても行き詰まってしまうという、まさに非常事態にあるとこのグラフを見れば言えると思います。

簡単ですけれども、以上が合併をしない場合の推計結果です。

	<p>続きまして、合併した場合の推計グラフをご覧ください。先ほどのグラフとはがらっと変わりまして、まずピンクの投資的経費ですが、基本設定のところでもご説明しましたように、平成17年度から26年度までの合併後10年間は約47億円を毎年計上しています。27年度以後は毎年40億円を計上していますので、グラフはフラットなものになっています。</p> <p>投資的経費の47億円は、16年度の予算額よりも少し多い金額で現状に近い姿というのがわかりいただけると思います。</p> <p>黄色の基金残高のグラフですが17年度から26年度まで増加し、27年度以後は、先ほどにもありましたが、新たな積み立ては行っておりません。また、地方債残高ですが、合併しない場合と違い、現状に近い額で建設事業を行っていますので、平成26年度まで増加し、平成27年度以後は減少していきます。なお、地方債残高のうち、色の濃い部分なんですけれども、これは特例債で借り入れた地方債の残高なんです、このうち70%が交付税で措置されますので、実際に償還するのは30%ということになります。</p> <p>ただいまご覧いただきました2つのグラフからもおわかりのように、合併した場合は合併しない場合よりも相当財政的に有利であるということが見ていただいております。</p> <p>冒頭申し上げましたように、地方に対する財政環境の変化に伴いまして財政推計も変化してまいります、いずれにしてもこの傾向が大きき変わることはないということをお願いして、財政推計のご説明を終らせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 河上委員</p>	<p>ただいま説明のありました財政推計について、何かわかりにくいところ、またご質問ございませんか。</p> <p>貴志川の河上です。座ったまま質問させていただきます。財政推計についての中でですね、特例債事業になじまない事業というのがちょっと具体的にどういうものが1、2点でも例を上げて説明をいただきたいんですけれども。</p>
<p>事務局（参与 小島 大）</p>	<p>今の河上議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>各市町村の実施されているいわゆる普通建設と呼ばれている投資的事業なんです、その中には会館を建てたりとか道を改修したりとかいうのがあつたわけですが、その中にも少額で道を改修したりとかという簡単な補修をしたりとかいう場合、こういった部分は起債という借入金になじまない部分というのがあつたわけでございます。後、国の方で合併支援事業というのがあつたわけなんです、大部分はいけると考えればよろしいんですが、もともといわゆる独立採算であるような事業、これらについては今回の合併特例債の対象にはならないというようなことになってございます。通常行う事業については、大部分はいけるとは考えていいかと思つた。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 榎本委員</p>	<p>よろしゅうござつたか。</p> <p>他にござつたませんか。</p> <p>打田町の榎本です。</p> <p>今の説明をいただいたんですけれども、私ども打田町、南部の町長のお話を聞いたときに、特例債を適用できるものとできないもの、実際合併するときにはできないものがあつた。合併に伴つてつくつた方が町が一体化するような道路等につ</p>

事務局（参与 小島 大）	<p>いては出るが、今現在の町道を拡幅して広くしたいとかそういうふうなものについては特例債というか認められない。先ほど言われた普通の建設経費だと思うんですけども、今の説明ですと大部分のこと、合併したから特例債を使っているいろいろなことができるように解釈できると思うんですけども。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>今榎本委員がおっしゃられたとおりの部分は確かにございます。と申しますのは、いわゆる大前提がございまして、合併に資する事業というのが今おっしゃられたとおりあるわけでございます。この部分がありますので、合併に資する事業の中には当然一体性の確保であるとか、そういった3点ほどございますが、そういった理由が必要になってまいります。この部分、私が県から来ている人間ですのでちょっと言い過ぎると誤解があるといけません、いかに上手に計画をつくるかということにかかってこようかと思っております。ですから、今この時点でこの事業はよくて、この事業はだめだというようなことではなくて、私どもが、特に事務局がそんなんですが、やらなければいけないのは、いかに特例債という有利な事業を活用していくか知恵を出すということかと考えてございます。以上でございます。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>どうですか、よろしゅうございますか。</p> <p>他に。他にないようでございますので、報告事項については以上のとおりとさせていただきます。次に協議事項に入らせていただきます。</p>
事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>議案の第12号「平成15年度那賀5町合併協議会決算の認定について」を議題として、事務局から説明願います。</p> <p>議案第12号「平成15年度那賀5町合併協議会決算の認定について」ご説明申し上げます。</p>
議長（会長 服部 一） 監査委員（木戸 昌明）	<p>会議資料の10ページをお開きください。</p> <p>まず、歳入といたしまして5町より負担金として80万円ずつの400万円と県より合併推進補助金として68万円の計468万円の収入を得、歳入の収入済額は468万円となっております。</p> <p>歳入予算現額450万1千円に対し、収入済額468万円で17万9千円の増額となっております。</p> <p>11ページの歳出では、1款運営費1項会議費で委員の方々の報酬、費用弁償及び協議会開催に要する消耗品等で26万4,752円を支出しております。2項事務費では、臨時職員の賃金、事務所の借上げ料、事務所の管理に伴います清掃委託料、警備委託料、事務所の立ち上げに伴います備品購入費等で347万5,429円支出しております。当初予算額450万1千円に対し、支出済額374万181円となっており、差し引き76万819円の不用額となっております。詳細についてはご覧おきいただきたいと思います。</p> <p>以上で、議案第12号「平成15年度那賀5町合併協議会決算の認定について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局より説明がございました。ご意見ご質問をいただく前に、監査をいただいておりますので、監査委員さんから監査報告をお願いします。</p> <p>それでは、私の方から監査報告をいたしたいと思います。12ページをご覧いただきたいと思っております。</p>

議長（会長 服部 一）	<p>那賀5町合併協議会規約第15条第2項の規定により、平成15年度那賀5町合併協議会歳入歳出決算の監査を、去る6月14日に那賀5町合併協議会の事務局におきまして、私と仮屋肇昇氏の2名で監査を行いました。</p> <p>監査の方法といたしましては、歳入歳出決算書、同事項別明細書、諸帳簿、証拠書類等を照合し、決算資料を提出させ、さらに説明を聴取し実施いたしました。</p> <p>監査の結果といたしましては、歳入歳出決算書及び同附属書類はいずれも適正に作成されており、また、係数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、監査の結果、適正に処理されていると認めましたので、以上、ご報告をいたします。</p> <p>終わります。</p> <p>監査委員さんより報告がございました。</p> <p>決算について何かご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>（「なし。」の声あり。）</p> <p>ないようでございます。</p> <p>では、お諮りをします。</p> <p>議案第12号の「平成15年度那賀5町合併協議会決算の認定について」は、ご異議ないということでございます。異議なしと認めます。</p> <p>よって、「平成15年度那賀5町合併協議会決算の認定について」は、原案のとおり決定されました。</p>
事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>次に、議案第13号「平成16年度那賀5町合併協議会補正予算（第1号）について」議題とし、事務局より説明願います。</p> <p>議案第13号「平成16年度那賀5町合併協議会補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。会議資料の16ページをお開きください。</p> <p>歳入歳出予算の総額にそれぞれ平成15年度からの繰越金92万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ4,594万9千円としております。</p> <p>歳出の1款運営費2項事務費12節役務費では、ホームページサーバー容量不足のためプラン変更により16万円、14節使用料及び賃借料ではコピー使用枚数増加のため、保守料が増額されるための費用で382万4千円、2款事業費1項12節の役務費では、新市名称募集に伴う郵便料金後納の費用として39万円、13節委託料では、例規整備業務、建設計画策定業務の金額確定により351万4千円の減額補正をしております。</p> <p>以上で、議案第13号「平成16年度那賀5町合併協議会補正予算（第1号）について」の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>事務局から16年度の補正予算の説明がございました。この件につきましてご質疑、ご意見ございませんか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>異議なしということでございます。異議なしと認めます。</p> <p>よって、「平成16年度那賀5町合併協議会補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、会議資料17ページ、協議第10号の1「財産及び債務の取り扱いについて」は、第3回協議会において提案させていただいております。</p>

調整方針(案)といたしましては、5町の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとする。

財産区保有財産は、財産区保有財産として新市に引き継ぐものとする。となっております。

この「財産及び債務の取り扱いについて」の調整方針(案)について何かご質問なりご意見ございませんか。

どうぞございましょうか。特別にございませんか。

ないようでございますので、異議なしと認めます。

よって、「財産及び債務の取り扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認をされました。

次に、18ページ、協議第11号の1「地方税の取り扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。

調整方針(案)といたしましては、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、タバコ税及び特別土地保有税については、現行のとおりとして、入湯税については打田町の例によるものとします。ただし、都市計画税については合併年度及びこれに続く3年度間に限り、現在課税されていない桃山町・貴志川町については、課税免除とするとしております。

なお、各税の納期等は地方税法のとおり統一するとなっております。この「地方税の取り扱いについて」の調整(案)について何かご質問・ご意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

異議なしという声でございまして、異議なしと認めます。

よって、「地方税の取り扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認をされました。

次に19ページ、協議第12号の1「特別職の身分の取り扱いについて」も前回の協議会の調整方針(案)を提案させていただいております。

調整方針(案)といたしましては、(1)は教育長を含む常勤の特別職の職員及び行政委員会等の委員の身分の取り扱いについては、法に特例の定めがある場合はその規定を適用し、規定のない場合は5町の長が協議して定める。給与及び報酬は、現行額・類似団体等の額を参考にして調整する。

(2)として、新市の職務執行者については、5町の長が協議して定める。

(3)は、審議会・委員会等の附属機関等については、現に5町に設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。いずれかの町に設置されているが、5町すべてに設置されていないものは、新市において速やかに調整する。人数・任期・報酬等は、現行制度及び類似団体等の制度を参考に調整する。

(4)として、その他の特別職で新市において引き続き設置する必要のあるものは原稿の任期・報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置するものとなっております。

この「特別職の身分の取り扱いについて」の調整方針(案)について、何かご意見ございませんか。

ないですか。いいですか。

<p>議長（会長 服部 一）</p> <p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p style="text-align: center;">（「なし。」の声あり。）</p> <p>異議なしということでございますので、異議なしと認めます。</p> <p>よって、「特別職の身分の取り扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認されました。</p> <p>次に進みます。20ページ、協議第13号の1「条例・規則等の取り扱いについて」も、前回の協議会において調整方針(案)を提案させていただいております。</p> <p>調整方針(案)といたしましては、条例・規則等の制定については、合併協議会で協議・確認された調整内容に基づき、(1)合併と同時に市長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行する。(2)一定の地域に暫定的に施行する。(3)合併後に逐次制定し、施行するとなっております。</p> <p>この「条例・規則等の取り扱いについて」の調整方針(案)について何かご質問・ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし。」の声あり。）</p> <p>特別に異議ないようでございますので、異議なしと認めます。</p> <p>よって、「条例・規則等の取り扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認されました。</p> <p>次に21ページ、協議第14号の1「使用料・手数料等の取り扱いについて」も前回の協議会において調整方針(案)を提案させていただいております。</p> <p>調整方針(案)といたしましては、(1)使用料については、原則として当分の間、現行どおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し、随時調整を行う。(2)手数料については、合併時に統一する。となっております。</p> <p>では、この「使用料・手数料等の取り扱いについて」の調整方針(案)について、何かご意見、ご質問ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>異議なしという声でございます。異議なしと認めます。</p> <p>よって、「使用料・手数料等の取り扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認されました。</p> <p>連続でございますので、しばらく休憩をいたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 休憩 午後2時34分 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 再開 午後2時45分 ）</p> <p>では、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。</p> <p>次に、協議第15号「補助金・交付金等の取り扱いについて」を議題として、事務局から説明願います。</p> <p>協議第15号「補助金・交付金等の取り扱いについて」ご説明をいたします。</p> <p>会議資料の22ページをお開きください。</p> <p>補助金・交付金等の取り扱いにつきましては、これまでの経緯、実情等を十分把握し、新市の振興や一体性の確保、効率化に努め、財政状況等も考慮するとの観点から、調整方針(案)といたしまして、同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整する。各町独自の補助金については、従来の実績を考慮し、均衡を保つように調整する。他の補助金に整理統合できる補助金については、統合するとなっております。</p>
--	---

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>23ページには5町で補助金・交付金等を交付しております各種団体の各部門別の集計表を、24ページから26ページには5町の補助金・交付金等の状況を掲載し、27ページには先進地事例を掲載しておりますので、ご覧おきいただきたいと思います。</p> <p>以上で、協議第15号「補助金・交付金等の取り扱いについて」の説明を終わります。</p> <p>事務局より説明がございました。この協議第15号「補助金・交付金の取り扱いについて」は、ご検討をいただいておりますので、次回の協議会においてご審議をいただいております。今のご説明に対して何か質問、ご意見ございませんか。</p> <p>（「なし。」の声あり。）</p> <p>質問がないようでございますので、次に、協議第16号の「町名・字名の取り扱いについて」を議題として事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>協議第16号「町名・字名の取り扱いについて」、ご説明を申し上げます。</p> <p>28ページをお開きください。</p> <p>「町名・字名の取り扱いについて」は、歴史的経緯や住民の愛着を踏まえ、住民生活にもっとも影響の少ない方式を選択することが重要かと存じます。合併の際に町の区域内の町または字の区域を新たに設定し、もしくは廃止または町もしくは字の区域、もしくは名称を変更しようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、町長が議会の議決を経てこれを定め、県知事に届出が必要であるとされております。このことから、調整方針(案)といたしましては、この案件を事務所の位置等検討小委員会に付託し、協議・調整をしていただき、協議会においてご確認いただきたいというものでございます。</p> <p>なお、29ページ、30ページには、5町の町名・字名の一覧表を掲載しておりますのでご覧おきいただきたいと存じます。</p> <p>以上で、協議第16号「町名・字名の取り扱いについて」の説明を終わります。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>協議第16号の提案について事務局から説明がございました。何かご意見・ご質問ございませんか。</p> <p>（「なし。」の声あり。）</p> <p>ないようでございますので、この件についてお諮りします。</p> <p>この協議第16号の「町名・字名の取り扱いについて」は、事務所の位置等検討小委員会に付託するという調整方針(案)に対してご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>異議なしということでございます。調整方針(案)のとおり確認をされました。</p> <p>次に、議案第17号「慣行の取り扱いについて」、議題として事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>協議第17号「慣行の取り扱いについて」ご説明を申し上げます。</p> <p>会議資料の31ページをお開きください。</p> <p>市章、木、花等は新市のシンボルであり、市民憲章、宣言は新市の基本姿勢であることから、できるだけ早い時期に統一することが適当であると思われま。</p> <p>調整方針(案)といたしましては、(1)市章については、新市において新たに定め</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>るものとする。</p> <p>（２）市民憲章・各種宣言については新市において検討する。</p> <p>（３）市の木・花等については、新市において検討する。</p> <p>（４）名誉市民に関すること及び表彰制度については、新市において検討する。となっております。</p> <p>なお、３２ページ、３３ページには、各町の町章・町民憲章・宣言・表彰規程等を掲載しておりますので、ご覧おきいただきたいと思います。</p> <p>また、３４ページには、先進地事例を掲載しておりますので、ご覧おきください。</p> <p>以上で、協議第１７号「慣行の取り扱いについて」の説明を終わります。</p> <p>事務局より、協議第１７号の説明がございました。この１７号の「慣行の取り扱いについて」は、次回の協議会においてご審議いただきまして、ご確認いただきたいと思いますと思いますが、今の説明に対して何かご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>（「なし。」の声あり。）</p> <p>ないようでございますので、そのとおりにさせていただきます。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>次に、会議次第第５の「次回協議会の開催について」を事務局より説明願います。会議資料の３５ページをお開きください。</p> <p>第５回協議会につきましては、７月２９日木曜日、午後１時３０分より、打田町保健福祉センター４階、ホール田園にて開催いたしたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>次回第５回の合併協議会は、ただいま説明のとおり７月２９日木曜日、午後１時３０分より、打田町保健福祉センターの４階、ホール田園で開催をさせていただきます。</p> <p>次に、会議次第第６「その他」ということで委員さんの皆さん方、事務局から何かございませんか。</p> <p>その前にちょっと私の方から訂正についてお願いしたいと思います。</p> <p>第３回の新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会の委員長報告がございましたが、委員長からの申し出がございまして、この報告書の会議開催の状況の中の日時なんですけれども、午後１時３０分からと、このように報告しておりますけれども、午前１０時に訂正をお願いしてご了解をいただきたいと思います。１時３０分のを午前１０時から開会をしていただいております。</p> <p>では、「その他」の件について、委員の皆さん、事務局から何かございませんか。別にありませんか。</p> <p>委員さんも事務局もないようでございますので、これをもちまして第４回の協議会を閉会をさせていただきます。</p> <p>大変ご協力をいただきましてありがとうございました。</p> <p>閉会にあたりまして、大森副会長よりご挨拶いただきます。</p>
<p>副会長（大森道夫）</p>	<p>第４回那賀５町合併協議会、委員の皆さんには大変ご多忙の中ご出席を賜りまして本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>これで閉会いたします。ありがとうございました。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>これをもちまして、すべて終了をいたしました。皆様方には慎重にしかもスピーディーにご審議をいただきましてありがとうございました。次回もよろしく願い申</p>

	上げます。ご苦労さまでございました。 (閉会 午後2時55分)
--	--

那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定に基づき、ここに署名する。

那賀5町合併協議会 会 長

同 署名委員

同 署名委員